

**OEC FREIGHT JAPAN CO., LTD.**1402, Bay Wing Kobe Bldg., Edomachi,
Chuo-ku, Kobe 650-0033 Japan

TEL: +81-78-327-1085 FAX: +81-78-327-1086

E-mail: all@oecjp.com

お客様各位

オーイーシーフレイトジャパン株式会社

2017年10月

タイ向け貨物 SHIPPING MARK の義務化に関するご案内

貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素より弊社サービスをご利用いただきましてありがとうございます。

さて、この度タイ税関より、タイにおけるすべての輸出入貨物について SHIPPING MARK(CASE MARK)を義務化する旨通達がありました。もともとタイ税関は SHIPPING MARK(CASE MARK)のない輸出入貨物を認めない規則となっておりましたが、この度それが厳格化されることとなりました。

記載漏れや不備に対しては、現地にて罰金が科せられる可能性がございます。タイ向けの貨物につきましては、必ず SHIPPING MARK(CASE MARK)を貼付していただき、B/L 上にも記載していただきますようお願いいたします。

記

[対象貨物] すべてのタイ向け貨物

[適用開始] 2017年11月13日タイ到着より適用

[記載義務化項目] SHIPPING MARK (CASE MARK)

※Carton, Case, Bag, Roll, Package などマークを付けられる貨物に対しては、SHIPPING MARK(CASE MARK)を BL 面に明記しなければなりません。

※Liquid, Pipe, Scrap など SHIPPING MARK(CASE MARK)が物理的に記載できない貨物に関しては、BL 面上に“NO SHIPPING MARK”等と明記しなければなりません。(空欄は認められません)

※不備が認められた場合は、最大 50,000 パーツの罰金が科せられる可能性があります。

もしご不明な点がございましたら、お気軽に弊社(Tel: 078-327-1085)までお問合せください。